

よくあるご質問

【新規許可関係】

<申請方法について>

Q1：許可申請について事前に相談をしたい場合の問合せ先はどこか。

A1：各都道府県労働局の需給調整事業担当課室までお問合せ下さい。

【各都道府県労働局のお問合せ先】（平日8：30～17：15）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html

<QRコード>



Q2：申請関係書類の提出先はどこか。

A2：主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出してください。

Q3：新規許可の場合、許可申請から許可までにどの程度時間がかかるか。

A3：申請から許可までに最短で3ヶ月程度かかります。また、原則として許可日は毎月1日付けとなります。

Q4：申請書類に事業主印の押印が必要か。

A4：許可申請書類は、押印不要です。

Q5：新規許可について登録免許税の納付が必要か。

A5：許可については1件あたり9万円の登録免許税が課せられます。

Q6：新規許可について手数料の納付が必要か。

A6：新規許可申請時には、以下の手数料が必要です。

120,000円 + 55,000円 × (労働者派遣事業を行う事業所数 - 1)

例：1事業所で労働者派遣事業を行う場合 → 120,000円

3事業所で労働者派遣事業を行う場合 → 120,000 + 55,000 × (3 - 1) = 230,000円

<財産的基礎の要件について>

Q7：労働者派遣事業の許可基準の一つである、財産的基礎の要件の内容はどのようなものか。

A7：労働者派遣事業の許可を受ける場合は、財産的基礎の要件として、以下の内容を満たす必要があります。

- 基準資産額が 2,000 万円に労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること。
- 基準資産額が負債の総額の7分の1以上であること。
- 自己名義の現金・預金の額が 1,500 万円に労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること。

※ 基準資産額…資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額

Q8：新規許可申請において、設立後最初の決算期を終了していない法人の場合、財産的基礎要件の確認書類としてどのような書類を添付したらよいか。

A8：新規許可申請において、設立後最初の決算期を終了していない法人の場合は、法人設立時の貸借対照表を添付してください。

Q9：事業年度末の決算で財産的基礎要件を満たさない法人の場合、月次決算等による確認が可能か。

A9：新規許可申請において、年次決算により財産的基礎要件を満たさない法人の場合で、基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する場合は、公認会計士又は監査法人による「監査証明」を受けた中間決算又は月次決算により確認することができます。

※ 更新申請の場合は、「監査証明」のほか、公認会計士又は監査法人が実施した「合意された手続業務」による中間決算又は月次決算により確認することも可能です。

【許可更新関係】

Q10：許可の有効期間の更新申請を行う場合、申請期限はいつまでか。

A10：許可の有効期間は、初めて許可を受けた場合は3年、一度更新を受けた場合は5年となります。許可の有効期間の満了後も引き続き労働者派遣事業を行おうとする場合は、有効期間満了日の3ヶ月前までに更新申請を行う必要があります。

Q11：許可の有効期間の更新について手数料の納付が必要か。

A11：更新申請時には、以下の手数料が必要です。なお、更新の場合は登録免許税の納付は不要です。

55,000円×労働者派遣事業を行う事業所数

例：1事業所で労働者派遣事業を行う場合→55,000円

3事業所で労働者派遣事業を行う場合→165,000円

【変更関係】

Q13：どのような場合に変更届が必要か。

A13：許可有効期間中に以下のような変更があった場合は、変更届が必要です。

- 法人（個人の場合も含む）の名称、住所
- 役員の名、住所
- 労働者派遣事業を行う事業所の名称、所在地
- 特定製造業務への派遣の開始・終了
- 派遣元責任者の氏名、住所
- 労働者派遣事業を行う事業所の新設、廃止

Q14：労働者派遣事業を実施する事業所を新設する場合、どのような手続きが必要か。

A14：労働者派遣事業の許可を有している場合でも、労働者派遣事業を実施する事業所を新設する場合は届出が必要となります。

また、届出に不備がないよう、当該事業所で事業開始前（概ね1ヶ月程度前）に事業計画の概要や派遣元責任者となる予定の者等について、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に説明を行ってください。

【派遣元責任者講習関係】

Q15：派遣元責任者講習の実施日程や申込方法を教えてほしい。

A15：派遣元責任者講習の実施日程は厚生労働省ホームページ上でご案内しております。講習の申込の際は、直接講習実施機関までご連絡をお願いします。

【講習実施日程】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000044436.html>

<QRコード>



Q16：派遣元責任者講習はオンライン形式による講習も実施しているか。

A16：一部の講習実施機関でオンライン形式での講習も開催しております。厚生労働省ホームページに掲載している講習実施日程のうち、開催場所欄に「オンライン」と記載がある場合はオンライン形式での講習となります。

【マージン率等の情報提供関係】

Q17：マージン率等の情報提供について教えて欲しい。

A17：派遣元事業主による情報提供の法的義務がある全ての情報について、原則として、常時インターネットの利用により広く関係者に提供することとされております。厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」についても、情報提供が必要な全ての項目について、直接入力による掲載申込みを可能としておりますので、積極的な活用をお願いします。

【人材サービス総合サイト】

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

<QRコード>

